

「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」開催記念協賛行事取扱要領

1 趣旨

この要領は、「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」開催記念協賛行事（以下、「協賛行事」という。）を広く募集し、「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」と県内各地で開催される食育活動や、食と農の取組を連携させるとともに、第 5 期栃木県食育推進計画の初年度における食育啓発活動をオール栃木で推進するため、協賛行事の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛行事の要件

協賛行事は、次の各号の要件をいずれも満たす行事及び取組（以下、「行事等」という。）とする。

- （1）県、市町、企業、団体等が主催する「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」のコンセプト（別紙 1）又は栃木県食育推進計画の施策に沿った行事等であること。
- （2）実施期間内（令和 8 (2026) 年 3 月～令和 9 (2027) 年 3 月）に実施する行事等であること。
- （3）当該行事等が法令や公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- （4）当該行事等が宗教的又は政治的色彩を有しないものであること。

3 協賛行事の報告

- （1）行事等の主催者は、開催または実施初日の 3 週間前までに、別紙様式 1 により協賛行事における必要事項を農政課長まで報告する。
- （2）（1）に定める報告の結果、農政課長が協賛行事として不適当と認めた場合は、別途通知するものとし、4 に定める行為を認めないものとする。
- （3）（1）の報告内容から変更が生じる場合は、主催者は直ちに農政課長に変更内容を報告する。なお、その方法は（1）を準用する。

4 協賛行事に認める行為

（1）協賛行事のウェブサイト掲載

行事等の主催者が別紙様式 1 により農政課長に報告した協賛行事のうち、主催者が「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」特設ウェブサイト及び栃木県ウェブサイトのいずれか又は両方への掲載を希望した行事等について、農政課長は各ウェブサイトに掲載する。ただし、掲載が不適当と農政課長が認めたときは掲載せず、行事等の主催者に通知するものとする。

（2）ロゴマークの使用

協賛行事の主催者は、協賛行事として報告した行事等に県が別に定める以下のロゴマークを使用することができ、その使用方法は、「『第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ』及び『とちぎの食育』ロゴマーク使用取扱要領」において定める。

- ア 「第 21 回食育推進全国大会 in とちぎ」ロゴマーク
- イ 「とちぎの食育」ロゴマーク

（3）PR文の使用

協賛行事の主催者は、協賛行事として報告した行事等の広報媒体や印刷物等において以下のPR文を使用することができる。エの場合は、使用したいPR文を別紙様式1で報告する。

- ア 「第21回食育推進全国大会 in とちぎ」開催記念協賛行事
- イ 「第21回食育推進全国大会 in とちぎ」を応援します
- ウ 私たちはオールとちぎで食育を推進します
- エ その他

5 庶務

協賛行事の取扱いに関する庶務は、農政課において処理する。

附則

- （1）この要領は、令和8（2026）年1月23日から適用する。
- （2）この要領は、令和9（2027）年3月31日限り、その効力を失う。

